

内部仕分け調書

教育委員会

| 整理番号 | 予算事項名 | 根拠法令 | 配置職員数(人) | | | 目的 | 必要性 | 内容 | 事業の成果 | H24予算額(千円) | 評価 |
|------|-------------------------|------|----------|-----|-----|---|--|---|--|------------|-------|
| | | | 職員 | 嘱託 | 臨時 | | | | | | |
| 1 | 市文化賞表彰経費 | あり | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 函館市文化賞条例に基づき、函館市の文化芸術の振興・発展に貢献した個人または団体を表彰する。 | 全道・全国的に認められるような活躍をされている方(団体)を表彰し、受賞者の後進育成等の活動を通して当市の文化振興に貢献するのみならず、市内外へ文化芸術における当市の活動を周知する良い機会ともなるため、必要である。 | 当市の文化振興に貢献された方(団体)を表彰し、表彰状、ブロンズ像(約15万円)、賞金(10万円)の贈呈を行う。 ・表彰日 11月3日(文化の日) ・対象分野 芸術(音楽、文学、美術、芸能)、科学(自然科学、人文科学) | これまで多くの方を表彰してきており、地域で活躍する文化芸術家や科学(自然科学・人文科学)者にとっての名誉ある賞として位置づけられ、その後の活動の励みになるとともに、後進の目標ともなっている。 | 788 | 見直し |
| 2 | 教育指導経費 | あり | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条に基づき、市教委に指導主事を置いているが、指導主事は8名であるため専門外の教科が生じてしまう。それらの教科について、指導主事の業務を補完するために教科指導員を委嘱することを目的とする。 | 指導主事8名で網羅できない専門外の教科については、指導主事の業務を補完するために教科指導員(小・中学校の教員の中から委嘱)が必要である。 | 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事し、各教科ごとの研究や各学校からの要請を受け、助言・指導を行っている。 H24委嘱者 函館市立北中学校教頭 吉田 敬三(担当:国語) 函館市立潮見中学校教頭 三浦 佐和子(担当:算数、数学) 函館市立臼尻中学校教頭 対馬 寿恵(担当:音楽) 函館市立鱒川中学校教頭 仲井 靖典(担当:図画工作、美術) 函館市立大川中学校教頭 池田 公貴(担当:体育、保健体育) | 市教委の指導主事の業務を補完し、学校からの要請に応じ、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について助言・指導することにより、学校教育の充実・向上が図られる。 | 169 | 見直し |
| 3 | 学校運営指導経費 | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 学校教育・運営に関する諸課題に対して、市教委指導主事が各種協議会等に参加して研究協議を行い、その成果を学校に伝達して、学校教育・運営の改善・充実を図る。 | 本事業は、より良い学校教育・運営を目指すための研究協議の成果を学校へフィードバックするために必要不可欠である。 | 指導主事が各種協議会等に参加する経費(旅費等)の支出、研究資料の作成、参考図書購入など | 各種協議会等に参加して研究協議を行い得た成果を学校現場にフィードバックしていくことで、より良い学校教育・運営に貢献している。 | 945 | 見直し |
| 4 | 小学校社会科用図書「わたしたちの函館」作成経費 | なし | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 小学校3・4学年の社会科学習において、地域の自然や地理的環境、社会的事象等について関心を高め、理解を深めさせるとともに、地域社会の一員としての自覚をもたせ、地域社会に対する誇りと愛情を育てるために社会科用図書を作成し、学校教育の充実に資するものとする。 なお、小学校学習指導要領の社会第3学年及び第4学年の目標に地域の地理的環境・産業・社会的事象について知識や理解を深めるよう掲げられている。 | 現在の社会科教科書の内容は全国的な事柄を掲載していることから、教科書に記載のない本市の自然や地理的環境、歴史等社会的事象について、小学校中学年程度の児童が理解しやすいように編集された社会科用図書の作成は必要である。 | 小学校社会科用図書「わたしたちの函館」作成・配布 2,230冊 (小学校3年生全員に配布) | 平成5年度から小学校社会科用図書「わたしたちの函館」を市が作成し配付しており、地域を理解する学習に役立てるほか、教材にかかる保護者の負担が軽減されている。 また、市内の教員を中心とした編集委員の協議のもと作成しているため、学習指導要領の目標や内容を適切に反映しており、学校教育の充実に寄与している。 | 1,312 | 現行どおり |
| 5 | 学力検査等関係経費 | なし | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 各学校において標準学力検査(CRT)を実施することにより、児童生徒一人一人の学習状況や理解の程度を把握するとともに、児童生徒自らの学習の振り返りや、教師の指導方法の工夫・改善を通して、学力の向上を図ることを目的とする。 | 児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着の状況や、長期にわたる学力の推移等を確認できるなど、児童生徒の実態に応じた指導を行うために必要である。 | ・客観的なデータに基づくきめ細かな指導を展開するために、全小学校第4学年および全中学校第1学年を対象に標準学力検査を実施する。 ・学力向上プロジェクト推進委員会を組織し、標準学力検査の結果から学力の把握・分析を行うことにより、全学的な学習状況をとらえ、学力向上のための指導内容、指導方法等に関する調査研究を行い、報告書を発行するなど、学習指導の一層の改善・充実を図る。 | ・客観的なデータに基づいた児童生徒一人一人に対するきめ細かな支援により、各学校における学力向上に向けた取り組みを充実させることができる。 ・各学校が学力向上プロジェクト推進委員会作成の報告書を参考として、自校の検査の分析方法や、具体的な対応策の検討や実施がなされ、学習指導の充実につながっている。 | 3,619 | 見直し |
| 6 | 特別支援教育支援員関係経費 | あり | 0.4 | 0.0 | 0.2 | 函館市特別支援教育支援員配置事業実施要綱に基づき、市立小中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して、学校における日常生活上の介助や、学習支援を行う特別支援教育支援員を市立小中学校へ配置し、本市における特別支援教育の充実を図ることを目的とする。 | 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進するために特別支援教育支援員の効果的な活用を図る必要がある。 | ・47校(小学校34校、中学校13校)に50名の特別支援教育支援員を配置 ・1日5時間を原則に、1名につき年間1,050時間を上限として活動を行う。 | 平成20年度は小学校6校に特別支援教育支援員を6名配置、平成21年度は小学校20校と中学校5校に25名配置、平成22年度からは50名配置と増員してきており、特別な教育的支援を必要とする子どもについて担任の補助を行うことにより、児童生徒が落ち着いて学習に取り組めるようになったなどの教育的効果がある。 | 42,200 | 現行どおり |
| 7 | 特別支援教育推進事業費 | あり | 2.0 | 0.0 | 0.5 | 函館市就学指導委員会条例、函館市就学指導委員会専門部会設置要綱、函館市就学指導調査員設置要綱、特別支援教育サポート委員会設置要綱に基づき、教育上特別な配慮を要する児童生徒の適切な就学を図り、市立小・中学校での適切な指導や支援のあり方について専門的な立場からの意見の提示や助言を行う。 市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に合同での宿泊学習を体験させることで、日常の学校生活で把握できない子供の生活態度や状態を観察し理解を深めるとともに、生活上必要な各種の経験を積み、さらに集団に適應できる能力を養い、社会自立の足がかりとする。 | ・教育上特別な配慮を要する児童生徒の適切な就学や、市立小・中学校における適切な指導や支援を行うこと、児童生徒の社会性を育む体験学習を行うことは、対象児童生徒の個々の成長には欠かせない必要な事業である。 | ・就学指導委員会(委員20名)の開催 ・サポート委員会(委員15名、オブザーバー2名)の開催 ・合同宿泊学習の実施 会場: 青少年研修センター | ・就学指導委員会において、保護者の就学相談や就学に関する判断を行うなど、保健所等各関係機関との連携を図りながら、児童生徒の適切な就学を進めることができる。 ・特別支援教育サポート委員会において、各学校に対し支援の在り方や校内体制等について助言を行うとともに、保護者との面談や校内研修会への講師派遣等を行い、特別支援教育の推進のサポートを行う。 ・合同宿泊学習を通して、日常の学校生活で把握できない子どもの生活態度や状態を観察し理解を深めるとともに、生活上必要な様々な経験を積むことで、集団に適應できる態度を養い、社会自立への足がかりとすることができる。 | 2,273 | 見直し |
| 8 | 新学習指導要領運用経費 | なし | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 平成23年度の学習指導要領の改訂において、小学校高学年に外国語活動が新たに導入されたことを踏まえ、ネイティブスピーカー(ある言語を母国語として話す人の意)や英語が堪能な地域の人材を小学校に派遣し、本市における外国語活動の充実を図るとともに、児童が意欲的に取り組むことのできる活動内容・方法について評価・研究し、実践的な指導力の向上に資する。 | 学習指導要領は全国どこでも一定の水準で教育を受けられるようにするために定められるものであることから、多くの教職員にその具体的な活動や指導方法等を広く周知し、指導力の向上を図ることにより本市の教育水準を保つために必要な事業である。 | ・教員研修等の実施 ・研究モデル校の設置 ・外国語活動指導補助員(12名)の派遣(延べ648回) | 移行期間を含め、実践における課題を各教員が共有するとともに、課題の解決に向けた実践的な研修を実施することにより、教員の指導力が向上し、指導内容や指導方法の充実が図られ、児童の外国語に対する興味・関心が高まっていると判断している。 | 3,459 | 現行どおり |

内部仕分け調書

教育委員会

| 整理番号 | 予算事項名 | 根拠法令 | 配置職員数(人) | | | 目的 | 必要性 | 内容 | 事業の成果 | H24予算額(千円) | 評価 |
|------|-----------------------------------|------|----------|-----|-----|--|---|---|---|------------|-------|
| | | | 職員 | 嘱託 | 臨時 | | | | | | |
| 9 | 児童生徒創作発表会交付金 | あり | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 函館市教育委員会児童生徒創作発表会交付金交付要綱に基づき、児童生徒の創造力や豊かな情操をはぐむため、文化活動の発表会を行うことにより、学校教育における各教科教育や創作活動の振興を図る。 | 学校教育において文化活動を発表する数少ない場である発表会等を実施するために必要な事業である。 | 各文化活動において開催される発表会・展示会等に対する交付金 ・函館市小学校合同音楽会交付金 ・函館市中学校英語祭交付金 ・函館市小中学校合同演劇発表会交付金 ・函館市中学校合同音楽会交付金 ・函館市小中学校児童生徒写生展交付金 ・函館市中学校合同書道展交付金 ・函館市小中学校児童生徒美術展交付金 | 発表会・展示会等の開催により、各教科教育や創作活動において、児童生徒の創造力や豊かな情操がはぐまれ、また、意欲の向上が図られる。 | 694 | 現行どおり |
| 10 | いじめ・不登校等対策推進費 | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | いじめ・不登校等の問題について、本市における実態を踏まえ、実効ある対策事業を実施する。 | いじめや不登校問題については社会的な課題であり、その実態把握・対策が求められていることから、必要な事業である。 | ・いじめ等対策委員会(委員8名)の開催 ・市民を対象にした、いじめの問題に関する集会の開催 ・啓発用リーフレット等の作成 | 学校等へのリーフレットの配付により、いじめ撲滅に向けた啓発を実施することができる。 市民対象の集会では、200人以上の参加者に対し、中学生の考えやいじめ等対策委員会の取組等を紹介することにより、いじめの問題に対する市民の関心を高めることができる。 | 148 | 現行どおり |
| 11 | 適応指導教室運営経費 | あり | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 「適応指導教室」(やすらぎ学級)実施要項に基づき、集団生活への不適応、教科や進路に対する不安等による不登校の児童生徒に対して、個別・小集団での相談・指導を行いながら、学校への登校を目指し、集団生活に適応する力を育成する。 | 函館市内の小中学校における不登校児童生徒の数および教育委員会へ寄せられる不登校に関する相談件数は依然として多い状況であり、本事業は、不登校状態の児童生徒が学校復帰を目指す上で、精神的な安定を図り、心の居場所としての重要な役割を果たしており、必要性は高いと考える。 | ・不登校児童生徒に対する個別・小集団での相談・指導 ・「適応指導教室」の実施 ※適応指導教室 設置場所: 南北海道教育センター 活動日: 月～金 10時～14時(水は自主登校日) 体制: 専任指導員3名(退職教員等) | 平成23年度の適応指導教室入級者は15人(小学生2人、中学生13人)、見学者1人(中学生)となっており、そのうち、適応指導教室での指導を受けることにより在籍校に復帰した児童生徒数が3人、また、中学3年生8人のうち7人が高等学校へ進学するなど、児童生徒の不登校状態の解消や、進路指導等において大きな成果をあげている。 | 4,464 | 現行どおり |
| 12 | 特認校運営費 | あり | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 函館市特認校制度実施要綱に基づき、自然、歴史、文化等環境を生かした教育活動を展開する小規模校において、心身の健やかな成長と、豊かな人間性をはぐむことを目的とする。 | 小規模校の利点を生かし、1人1人の個性、可能性を伸ばすための細やかな指導をするために必要である。 | 特認校制度(※)の運営に関する経費 H24. 5. 1現在 小学生6人、中学生4人在籍 ※豊かな自然に恵まれた小規模な学校で学校生活を児童生徒に送らせたいと保護者が申請した場合、指定学校を変更して特認校(亀尾小中学校)に入学を認める制度 | 自然や歴史、文化など恵まれた環境で、小規模校独自の教育活動を展開し、きめ細やかな指導を行うことにより、児童生徒の心身の健やかな成長と、豊かな人間性を育てている。保護者からも「子ども一人一人を見届けて学校での様子を細かく報告してくれる。授業でのつまづきをしっかりと支援してくれる」という声が寄せられている。 | 57 | 現行どおり |
| 13 | 教育施設点検事業費(教育総務費・教育委員会費・教育施設点検事業費) | あり | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 建築基準法第12条第2項および第4項に定める法定点検をおこなう。 | 法令に則り、建築物の劣化や損傷、設備の作動不良に起因する事故や災害を未然に防ぎ、建築物等の安全性や適法性を確保するために必要である。 | 教育施設(学校教育施設75施設、社会教育施設37施設)の建築物および建築設備の損傷、腐食その他の劣化状況の点検を実施する。 | 点検で明らかになった建物の損傷や劣化を緊急度に応じて順次修繕し、利用者の安全を確保している。また、点検結果により建物全体の損傷や劣化状況を把握することができるため、建物の中長期的な改修計画の判断材料となっている。 | 14,500 | 現行どおり |
| 14 | 中核市教育長連絡会負担金 | なし | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 本市の教育行政の円滑な運営および地方分権の推進を図るとともに、中核市教育委員会相互の連携により各種活動を行うために、中核市の教育長で組織する「中核市教育長会」に加盟している。 ※H20.7.2名称変更「中核市教育長連絡会」→「中核市教育長会」 | 中核市教育委員会相互で連携し、教育行政の円滑な運営および地方分権の推進を図っていくために必要である。 | 中核市教育行政についての調査、研究業務や中核市相互の情報交換、国等に対する連絡や陳情などを行う。 | 教育に関する調査・研究結果の提供や相互の情報交換等により、本市の教育行政の円滑な運営を図る事ができる。 | 45 | 見直し |
| 15 | 北海道都市教育委員会連絡協議会負担金 | なし | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 道内各市教育委員会相互の連絡協議会により、円滑な教育行政の確立と伸展を図るために、「北海道都市教育委員会連絡協議会」に加盟し、各種活動に係る業務を行う。 | 道内他都市教育委員会との情報交換や教育行政の調査研究、関係官庁に対する要望などを行うために必要である。 | 道内他都市教育委員会との情報交換 教育行政の調査研究 関係官庁に対する要望 本会会員の表彰 教育委員の研修日程、議案調整および随行 | 本市における円滑な教育行政の確立と伸展を図る事ができる。 | 123 | 見直し |
| 16 | 渡島管内公立文庫施設整備期成会負担金 | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 公立学校の施設整備に関して、国に対し市町村合同で陳情要望活動を行い、市町村の施設整備が円滑迅速に進むような対策を講じるよう国に求める活動を行う。 | 今後ますます老朽化した学校が増え、また、耐震化の推進についても財政難の折り、進展が思わしくない状況下にあって、何よりも特定財源を確保することが重要であることから、国庫負担金や学校環境改善交付金のさらなる充実、全国の市町村共通の要望であり、国に対する要望を継続して行っていくことは必要なことと考える。 | 団体は全国組織であり、下部組織として都道府県期成会、各地方期成会がある。年に数回総会や会議を行い、各市町村の意見や要望をとりまとめ、文部科学省に要望する。 | 当該期成会に加盟することにより、公立学校の整備・改修に関して、市町村合同で国(文部科学省)に対し陳情要望活動を行うことができる。 | 120 | 見直し |

内部仕分け調書

教育委員会

| 整理番号 | 予算事項名 | 根拠法令 | 配置職員数(人) | | | 目的 | 必要性 | 内容 | 事業の成果 | H24予算額(千円) | 評価 |
|------|----------------------|------|----------|------|-----|--|---|--|---|------------|-------|
| | | | 職員 | 嘱託 | 臨時 | | | | | | |
| 17 | 学校図書館アドバイザー派遣事業費 | なし | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 小中学校に学校図書館アドバイザーを派遣し、効果的な蔵書の配置や補修の仕方、児童の読書意欲を喚起するような対策や環境の整備、読書活動の企画やボランティアに対する読み聞かせの指導などについて具体的な助言を行う。 また、平成22年度に実施した学校図書館活用推進事業の成果を受け、モデル校において構築したノウハウを活かして、全小・中学校の学校図書館担当者を対象とした研究協議会を開催し、各学校の学校図書館における機能の充実と活性化を図る。 | 現在、12学級以上の学校には、司書教諭が配置されているが、専任ではなく、学級担任や教科担任を兼務している。また、それ以外の学校の担当者は、学校図書館運営にかかわる専門的な知識がない教員がほとんどである。児童生徒の学力向上、読書意欲の向上、読書習慣の形成のために学校図書館を活性化し、読書センター・情報センターとしての機能を充実させるためには、図書館に関わる専門的・実践的な知識を有したアドバイザーを派遣し、その助言を得ることが必要である。 | 市内小中学校に学校図書館アドバイザーを派遣し、図書館運営や読書指導について具体的な助言を行う。 また、全小中学校の学校図書館担当者を対象とした研修会を開催し、各学校の学校図書館における機能の充実と活性化を図る。 | 学校図書館アドバイザーの助言・指導のもとで学校図書館の整備等を行うことにより、学校図書館が活性化され、児童の読書意欲を喚起し、学校図書館の活用を推進することができる。 | 1,474 | 廃止検討 |
| 18 | 各種教育調査研究費 | なし | 2.0 | 0.0 | 0.0 | 教育に関する専門的・技術的な調査・研究等を行う南北海道教育センターにおいて、研究集録の発行および教育研究所連盟教育課題研究協議会への参加や定期刊行物の活用を通して、学校教育の充実に役立つ研究を推進することを目的とする。 | 教育に関する最新の情報を収集し、学校教育の充実に役立つ研究を推進するために必要である。 | ・教育研究協議会への参加 ・指導主事、研究員の調査研究 ・研究集録の発行 ・教育相談および就学児童の観察指導等 | 各種教育調査および研究の成果を、研修事業における内容の充実や教育相談の実施に活用している。 | 162 | 廃止検討 |
| 19 | 各種研修会等開催経費 | あり | 2.2 | 0.0 | 0.0 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条、59条、教育公務員特例法第23条、24条に基づき、初任者研修、10年経験者研修の基本研修(法的研修)のほか、専門研修、担当者研修の各種研修を行うことにより、教師の専門性と指導力の向上を目的としている。 | 南北海道教育センターとして、新しい函館のまちづくりを支える人材の育成を図るため、その基盤となる学校教育の充実、教職員の専門性と指導力の向上を図るために必要である。 | 教職員等に対する研修講座の実施 ・基本研修 7研修(初任者研修、10年経験者研修、教職経験者(小・中学校)研究協議会、公立小・中学校学校運営研修会ほか3研修) ・専門研修 34講座 ・担当者研修 2講座 教育講演会の開催 3回 | 山積する教育課題の解決を図るための研修内容の充実や、受講者のニーズに応じた開催日程を工夫することにより、実践的指導力の向上に資することができる。 | 3,903 | 見直し |
| 20 | 教育研究所連盟負担金 | なし | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 研究成果の刊行や教育研究発表大会等を通じて、研究活動の推進、研修事業の充実に係る情報について道内各教育研究機関の間で連携し共有するため。 | 加盟教育研究機関相互の研究交流や共同研究等の推進を通して、研究・研修事業の内容や充実改善が図られることから、連盟への加入は必要である。 | ・連盟主催の教育研究発表大会への参加、実践発表 ・加盟機関相互との連携を図るための照会・回答(加入先) 北海道教育研究所連盟(加盟 53機関) | 共同研究等の成果、各種研修の実施について、各教育研究所間での情報共有が図られ、各学校への提供により、より良い学校教育に資することができる。 | 15 | 見直し |
| 21 | 道南駅伝競走大会負担金(戸井教育事務所) | あり | 0.9 | 0.0 | 0.0 | 駅伝大会にさまざまな市民が参加することで、体力向上や健康増進など生涯スポーツ振興を推進するとともに、青少年の健全育成を図り、豊かで活力ある生活の実現を目指すことを目的とする。 | スポーツの実践により、生涯スポーツの気運が高まり、さまざまな地域活動や社会活動への参加、地域の連帯感や協働意識の醸成を図るために必要な大会である。 | 函館市立潮光中学校を会場に、戸井地区内11.42Km(4区間)を小学生男子の部、小学生女子の部、中学生男子の部、中学生女子の部、高校生女子・一般女子の部、高校生男子・一般男子の部の計6種目(各チーム選手4名、補欠1名)で競技を行う。 | 沿道で地域住民応援もあり、関心の高い事業であり、スポーツ振興としての成果は十分あがっている。 | 1,000 | 見直し |
| 22 | 文具等一般管理運営費(小学校) | あり | 2.0 | 26.0 | 2.0 | 各小学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。 本事項においては、文具費や電子複写機使用料などの支出を目的としている。 | 市立小学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 ・事務の起票および決裁(※左記配置職員数のほか、48名(各学校に1～2名ずつ配置)の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。) 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書の起票 【支出の内容】 文具費、用紙等印刷製本費、複写機使用料等 | 市立小学校の管理運営が適切に維持される。 | 47,852 | 現行どおり |
| 23 | 普通教室等設備整備費(小学校) | あり | 2.0 | 26.0 | 2.0 | 各小学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。 本事項においては、暖房用品代や教室用用具代などの支出を目的としている。 | 市立小学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 ・事務の起票および決裁(※左記配置職員数のほか、48名(各学校に1～2名ずつ配置)の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。) 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書の起票 【支出の内容】 暖房用品代や教室用用具代等 | 市立小学校の管理運営が適切に維持される。 | 5,252 | 現行どおり |
| 24 | 学校プール拠点化関係経費 | なし | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 小学校において、1校1プールの考え方を改め、拠点化方式を導入することにより、各プールの稼働効率を上げ、限られた財源の中で効率的な事業運営を図ることを目的としている。 | 拠点校への移動手段としては、バスの借上げによる移動が効率的であり、また、安全性や移動時間の短縮等の観点からも必要不可欠な経費である。 | 学校プール拠点化に伴い、各拠点校への移動手段としてバスを借り上げている。(平成17年度～) ・借上対象校 17校 ・9ブロック(拠点校8校 + 市民プール) | 学校プールの拠点化により、プール授業の実施に伴う水道料、下水道料およびプール薬品の購入費等の削減が図られる。 | 9,788 | 現行どおり |

内部仕分け調書

教育委員会

| 整理番号 | 予算事項名 | 根拠法令 | 配置職員数(人) | | | 目的 | 必要性 | 内容 | 事業の成果 | H24予算額(千円) | 評価 |
|------|---------------------|------|----------|------|-----|--|---|---|--|------------|-------|
| | | | 職員 | 嘱託 | 臨時 | | | | | | |
| 25 | 教材購入費(小学校) | あり | 2.0 | 26.0 | 2.0 | 各小学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。本事項においては、理科薬品等、各教科指導に必要な教材購入費の支出を目的としている。 | 市立小学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 ・何書の起票および決裁 (※左記配置職員数のほか、48名(各学校に1 ~2名ずつ配置)の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書 の起票 【支出の内容】 理科薬品等の各教科用教材購入費 | 市立小学校の管理運営が適切に維持される。 | 47,163 | 現行どおり |
| 26 | 教師用教科書、指導書等購入費(小学校) | あり | 2.0 | 26.0 | 2.0 | 各小学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。本事項においては、教科書・指導書の購入費や法令追録代の支出を目的としている。 | 市立小学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 ・何書の起票および決裁 (※左記配置職員数のほか、48名(各学校に1 ~2名ずつ配置)の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書 の起票 【支出の内容】 教科書・指導書の購入費や法令追録代 | 市立小学校の管理運営が適切に維持される。 | 8,000 | 見直し |
| 27 | 学校図書館図書整備費(小学校) | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 文部科学省から平成5年に「学校図書館図書標準」が示され、本市においては文部科学省が示す標準冊数の100%達成に向け各学校で整備を進めている。 | 児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う学びの場として、学校図書館の充実を図る必要がある。 | ・学校図書館図書の購入 達成率(平成24年3月31日現在) 小学校 78.0% | 本市では約9割の小・中学校で全校一斉の読書活動が行われており、子どもの心を育て、豊かな人間関係や情操を養い、生きる力を身に付けていく上で、読書は大きな役割を果たしている。各学校図書館の蔵書の充実を図り、様々な図書を提供することにより、読書習慣の形成および読書意欲の向上が図られる。 | 6,700 | 現行どおり |
| 28 | 学校行事等活動費(小学校) | あり | 2.0 | 26.0 | 2.0 | 各小学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。本事項においては、運動会や学芸会などの学校行事に係る経費の支出を目的としている。 | 市立小学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 ・何書の起票および決裁 (※左記配置職員数のほか、48名(各学校に1 ~2名ずつ配置)の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書 の起票 【支出の内容】 運動会や学芸会などの学校行事に係る経費 | 市立小学校の管理運営が適切に維持される。 | 4,484 | 現行どおり |
| 29 | 自動体外式助細動器整備費(小学校) | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 児童が、体育の授業などで運動する際に起こりうる心停止などの緊急時に備え、全ての市立小学校(46校)に自動体外式除細動器(AED)を設置する。 | 近年、公共施設への配置が増えており(23. 4. 1現在の設置状況…道内公立小学校88. 5%, 中学校97. 1%, 高等学校100%), 事故に備える市民意識の高揚がみられること、また、学校管理下における災害は、いつ発生するか分からず(本市において、過去30年間で心臓に起因する死亡事故は4件発生している。), 学校の設置者である市教委が行うべき事業である。 | ・AED44台のリース (H22.4.1~H27.3.31) 契約先 日立キャピタル(株) ※亀尾小中学校および鱒川小中学校分については、中学校費から支出。 | 各小学校にAEDを設置した平成22年度以降、実際にAEDを使用するような事故は発生していないが、設置することで、運動の際に起こりうる心停止などの緊急時に備えている。 | 2,154 | 現行どおり |
| 30 | 配送委託料(小学校) | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 調理場を持つ学校(親学校13校)で調理された給食を調理場をもたない学校(子学校)の配送することを委託している。 | 本市では、親子共同調理場方式を採用しているため、給食は親学校から子学校へ配送する必要がある。 | ・親学校で調理された給食の子学校への配送業務委託(配送は16系統、委託先は(株)金澤運送、田中運送(株)、ハクセン貨物運送(株)、(株)みどり運輸) | 人件費等の経常経費の削減が図られる。 | 53,293 | 現行どおり |
| 31 | 食中毒予防対策経費(小学校) | あり | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 学校給食において食中毒等の食品事故を防止するため衛生消耗品、衛生管理機器等の整備を行う。 | 文部科学省が提起する学校給食衛生管理基準に基づき、安全で衛生的な給食の提供を図るため、施設整備や調理従事者の衛生管理の徹底や給食設備の改善、給食食材等の検査をする必要がある。 | ・給食衛生管理用備品および消耗品の購入・配付業務 ・学校給食用食材料検査業務 | 学校給食における衛生管理の徹底および施設・設備の計画的な改善を継続することができ、児童に安全な給食を提供できる。 | 1,967 | 現行どおり |
| 32 | 給食設備整備費(小学校) | あり | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 学校給食の調理に関する機器の整備・更新を行う。 | 調理に使用されている機器の老朽度に応じた機器の整備・更新は、作業の効率化や衛生管理の向上を図る上で、必要不可欠なものである。 | ・学校給食機器購入等業務 (ザル等の消耗品や、ピーラー、野菜裁断機等の備品購入) | 機器の整備・更新により、安定した学校給食運営が図られる。 | 2,069 | 現行どおり |

内部仕分け調書

教育委員会

| 整理番号 | 予算事項名 | 根拠法令 | 配置職員数(人) | | | 目的 | 必要性 | 内容 | 事業の成果 | H24予算額(千円) | 評価 |
|------|---------------------|------|----------|------|-----|---|--|--|--|------------|-------|
| | | | 職員 | 嘱託 | 臨時 | | | | | | |
| 33 | 文具等一般管理運営費(中学校) | あり | 2.0 | 13.0 | 3.0 | 各中学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。本事項においては、文具費や電子複写機使用料などの支出を目的としている。 | 市立中学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 伺書の起票および決裁 (左記配置職員数のほか、27名{各学校に1～2名ずつ配置(併設校除く)}の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。) 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書の起票 【支出の内容】 文具費、用紙等印刷製本費、複写機使用料等 | 市立中学校の管理運営が適切に維持される。 | 32,969 | 現行どおり |
| 34 | 普通教室等設備整備費(中学校) | なし | 2.0 | 13.0 | 3.0 | 各中学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。本事項においては、暖房用品代や教室用用具代などの支出を目的としている。 | 市立中学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 伺書の起票および決裁 (左記配置職員数のほか、27名{各学校に1～2名ずつ配置(併設校除く)}の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。) 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書の起票 【支出の内容】 暖房用品代や教室用用具代等 | 市立中学校の管理運営が適切に維持される。 | 4,201 | 現行どおり |
| 35 | 生徒用机・椅子整備費(中学校) | なし | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 各中学校における教室用机・椅子(学校用家具)の日本工業規格(JIS)が平成11年8月20日付で改正され、文部科学省から新JIS規格の机・椅子の適切な整備に配慮するよう通知があったことから、計画的に整備することを目的としている。 | 市立中学校の旧JIS規格机・椅子の老朽化に伴う補修コストの削減(現在は、各メーカーでの本体および部材の製造が終了しており、受注生産となっている)、および教育環境の安全ならびに向上を図るため、計画的に整備する必要がある。 | ・生徒用机・椅子の購入 平成16年度から計画的に整備を進めている。これまで22校(平成23年度末現在)分の整備にとどまっているため、残り6校についても計画どおり整備する。 | 市立中学校の管理運営が適切に維持される。 | 3,910 | 現行どおり |
| 36 | 教材購入費(中学校) | なし | 2.0 | 13.0 | 3.0 | 各中学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。本事項においては、理科薬品等、各教科指導に必要な教材購入費の支出を目的としている。 | 市立中学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 伺書の起票および決裁 (左記配置職員数のほか、27名{各学校に1～2名ずつ配置(併設校除く)}の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。) 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書の起票 【支出の内容】 理科薬品等の各教科用教材購入費 | 市立中学校の管理運営が適切に維持される。 | 41,375 | 現行どおり |
| 37 | 教師用教科書、指導書等購入費(中学校) | なし | 2.0 | 13.0 | 3.0 | 各中学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。本事項においては、教科書・指導書の購入費や法令追録代の支出を目的としている。 | 市立中学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 伺書の起票および決裁 (左記配置職員数のほか、27名{各学校に1～2名ずつ配置(併設校除く)}の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。) 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書の起票 【支出の内容】 教科書・指導書の購入費や法令追録代 | 市立中学校の管理運営が適切に維持される。 | 32,000 | 見直し |
| 38 | 学校図書館図書整備費(中学校) | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 文部科学省から平成5年に「学校図書館図書標準」が示され、本市においては文部科学省が示す標準冊数の100%達成に向け各学校で整備を進めている。 | 児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う学びの場として、学校図書館の充実を図る必要がある。 | ・学校図書館図書の購入 達成率(平成24年3月31日現在) 中学校 86.5% | 本市では約9割の小・中学校で全校一斉の読書活動が行われており、子どもの心を育て、豊かな人間関係や情操を養い、生きる力を身に付けていく上で、読書は大きな役割を果たしている。各学校図書館の蔵書の充実を図り、様々な図書を提供することにより、読書習慣の形成および読書意欲の向上が図られる。 | 5,300 | 現行どおり |
| 39 | 学校行事等活動費(中学校) | なし | 2.0 | 13.0 | 3.0 | 各中学校における学校管理経費については、教育委員会が学校配当予算基準により各学校に予算配当し、各学校において執行している。本事項においては、体育大会や文化祭などの学校行事に係る経費の支出を目的としている。 | 市立中学校の管理運営に必要不可欠である。 | 各学校 ・執行計画の作成 ・物品の調達事務(10万円未満) ・支出負担行為 伺書の起票および決裁 (左記配置職員数のほか、27名{各学校に1～2名ずつ配置(併設校除く)}の道費職員および道費臨時職員が事務を行っている。) 教育委員会事務局 ・各学校への予算配当 ・財務会計システムへの入力 ・支出命令書の起票 【支出の内容】 体育大会や文化祭などの学校行事に係る経費 | 市立中学校の管理運営が適切に維持される。 | 6,183 | 現行どおり |
| 40 | 自動体外式助動器整備費(中学校) | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 生徒が、体育の授業などで運動する際に起こりうる心停止などの緊急時に備え、全ての市立中学校(28校)に児童体外式徐動器(AED)を設置する。 | 近年、公共施設への配置が増えており(23. 4. 1現在の設置状況…道内公立小学校88. 5%, 中学校97. 1%, 高等学校100%), 事故に備える市民意識の高揚がみられること、また、学校管理下における災害は、いつ発生するか分からず(当市において、過去30年間で心臓に起因する死亡事故は4件発生している。)、学校の設置者である市教委が行うべき事業である。 | AED28台のリース (H20.4.1～H25.3.31) 契約先 日立キャピタル(株) | 各中学校にAEDを設置した平成20年度以降、実際に使用するような事故は発生していないが、設置することで、運動の際に起こりうる心停止などの緊急時に備えている。 | 1,024 | 現行どおり |

内部仕分け調書

教育委員会

| 整理番号 | 予算事項名 | 根拠法令 | 配置職員数(人) | | | 目的 | 必要性 | 内容 | 事業の成果 | H24予算額(千円) | 評価 |
|------|------------------|------|----------|-----|-----|---|--|---|--|------------|-------|
| | | | 職員 | 嘱託 | 臨時 | | | | | | |
| 41 | 配送委託料(中学校) | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 調理場を持つ学校(親学校8校)で調理された給食を調理場を持たない学校(子学校)へ配送することを委託している。 | 本市では、親子共同調理場方式を採用しているため、給食を親学校から子学校へ配送する必要がある。 | ・親学校で調理された給食の子学校への配送業務委託(配送は10系統、委託先は㈱金澤運送、㈱みどり運輸、坂本運送、ヤマカ運輸㈱) | 人件費等の経常経費の削減が図られる。 | 43,770 | 現行どおり |
| 42 | 食中毒予防対策経費(中学校) | あり | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 学校給食において食中毒等の食品事故を防止するため衛生消耗品、衛生管理機器等の整備を行う。 | 文部科学省が提起する学校給食衛生管理基準に基づき、安全で衛生的な給食の提供を図るため、施設整備や調理従事者の衛生管理の徹底や給食設備の改善、給食食材等の検査をする必要がある。 | ・給食衛生管理用備品および消耗品の購入・配付業務 ・学校給食用食材料検査業務 | 学校給食における衛生管理の徹底および施設・設備の計画的な改善を継続することができ、生徒に安全な給食を提供できる。 | 1,336 | 現行どおり |
| 43 | 給食食器整備費(中学校) | あり | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 子供たちに正しい食習慣を涵養するための食事環境整備の一環として、平成14年度から19年度は、アルマイト食器をPEN食器に更新整備した。平成20年度から年次計画でランチトレイ(個人盆)の整備を行っている。 | ランチトレイの導入によって、衛生上のメリットが大きく、効率的な配食作業による給食時間の確保も期待されることから、計画的な導入を図っていく必要がある。 | ・給食用ランチトレイ、トレイカゴ、トレイカゴケース購入業務 平成20年度から導入を開始し、23年度までに24校への導入が完了している。 24・25年度で、毎年2校ずつ整備し、全28校への整備を完了する予定。 未整備の4校では、机にナブキンを敷くなどして食器を置いている状況である。 | ランチトレイの導入により、衛生が確保されるとともに、短時間で効率よく配食作業ができ、食事時間の確保が図れる。 | 1,150 | 現行どおり |
| 44 | 給食設備整備費(中学校) | あり | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 学校給食の調理に関する機器の整備・更新を行う。 | 調理に使用されている機器は、いずれも購入から相当の使用年数が経過し、修繕用部品の調達も困難な状況となっているため、機器の整備・更新は、作業の効率化や衛生管理の向上を図る上で、必要不可欠なものである。 | ・学校給食機器購入等業務(ザル等の消耗品や、ピーラー、野菜裁断機等の備品購入) | 機器の整備・更新により、安定した学校給食運営が図られる。 | 1,369 | 現行どおり |
| 45 | 教材購入費(高等学校費) | なし | 0.7 | 0.0 | 0.0 | 学習指導に係る図書、教材および備品等の整備を行う。 | 市立函館高等学校は、進学重視の単位制高校であるため教科・科目が多く、充実した高等教育を実施するため十分な教材の整備を行う必要がある。 | 教材整備および備品管理業務 (各教科一般教材、図書、教師用教科書・指導書、入試問題用紙等、進路別履修選択ガイドブック印刷、コピー用紙、インク・マスター、複写機使用料 など) | 教材の整備により、多様な授業を支障なく展開することができる。 | 5,966 | 現行どおり |
| 46 | コール教室運用経費(高等学校費) | なし | 0.1 | 0.0 | 0.0 | CALLシステムを活用した授業により、英語教育の充実を図る。とりわけ読解力の向上を図る。 ※CALLシステムとは、コンピュータを活用し、語学学習や授業を支援するシステムである。 | CALLシステムでは、生徒個々の学習状況をリアルタイムに観察し、ヘッドセットを通して任意の生徒と通話しながら生徒用のパソコンを遠隔操作できることのほか、英語力の判定ツール、生徒のレベルに応じた教材の作成および取得、自動採点、コメントの書き込み、成績表出力などの機能を備えている。これらの機能は、効率的、かつ効果的な英語教育を展開するうえで非常に有用であり、必要不可欠なものである。 | CALLシステム機器のリース(保守含む) ・契約先 日立キャピタル(株) ・現行システム H19.10.1~H24.9.30 ・今年度10月 システム更新予定 【システム構成】 ・視聴覚機器 一式(MDレコーダー、マイク、スピーカー等) ・CALLおよびネットワーク機器一式(オーディオコントロールユニット、ヘッドセット44個、レーザープリンタ1台等) ・サーバーシステム一式 ・パソコン46台(教師用1台、操作用1台、生徒用43台、教材作成用1台) ・ソフトウェア(CALLシステム用ソフト、教材作成・授業支援ソフト、英語力判定・レベル別問題出題ソフト、ソフトテレコ(音声の録音再生等)、環境復元ソフト、Microsoft Office 2007等) | CALLシステムの活用により、生徒個々の理解に応じた、きめ細かな指導を行うことが可能となり、授業の効率化および生徒の語学力の向上が図られる。 | 6,538 | 現行どおり |
| 47 | 教材購入費(幼稚園費) | あり | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 幼稚園教育の充実を図るため、教育教材や図書の整備を行う。 | より良い幼稚園教育の実践に資するために教育教材を整備することは必要不可欠である。 | 教材整備および備品管理業務 (電子ピアノや太鼓などの各種楽器、教材再生用ブルーレイディスク、体育用マット、うす など) | 教材の整備により、幼稚園教育を支障なく進めることができる。 | 1,136 | 現行どおり |